

受診票再交付の手続き（郵送）

受診票を紛失された場合、郵送による再交付手続きをご利用いただけます。申請書に必要書類を添付し、お送りください。

再交付できる受診票

- ・妊婦健康診査受診票
- ・妊婦歯科健康診査受診票
- ・2歳児歯科検診受診票
- ・母子1箇月健康診査受診票
- ・新生児聴覚検査受診票

同封するもの

1. 申請書

受診票再交付申請書

※妊婦健康診査受診票の場合は母子手帳の妊娠中の経過の写しが必要です。

2. 本人確認書類（送付先確認書類）

送付先は、住所登録されている現住所に限ります。

下記のうち、いずれか1点を同封してください。パスポートは認められません。

- ・運転免許証の写し（住所の裏書がある場合は、裏面の写しも必要です。）
- ・マイナンバーカードの写し（表のみ）
- ・各健康保険被保険者証の写し（現住所の記載がされている面の写しも必要です。）
- ・顔写真付き住民基本台帳カードの写し（住所の裏書きがある場合は、裏面の写しも必要です。）
- ・その他 在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し（書類は有効期限内のものです。）

3. 返信用封筒

返信用封筒にご自宅の住所・氏名をご記入いただき、切手を貼ってください。簡易書留、速達での返送を希望される場合は、封筒の表に簡易書留、速達と朱書き、その分の切手を貼ってください。郵送料金が不足の場合は受取人払とさせていただきますので、ご了承ください。なお、郵便物の不着等の責任は負いかねますので、ご了承ください。

郵送先

郡上市健康福祉部健康課（大和保健福祉センターやまつつじ内）

〒501-4607 岐阜県郡上市大和町徳永 618 番地

電話番号：0575-88-4511